



住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第15号
発行日 平成19年6月19日

前文の検討を始めました

北本市住民自治条例制定研究懇話会第7回会議を、平成19年6月9日(土)午後1時30分から、文化センター第1研修室で開催いたしました。

懇話会では、これまでに3つのグループに分かれ、まず、委員の身の回りで起こっている事象について議論をはじめ、自治の問題を解決するために、どのような仕組みが必要かを主に検討してきました。前回の会議までに、何故自治条例が必要なのか、また、このまちのあり方を前文に書き表すべきという点で全体の意思統一が図られたため、今回は、前半のグループワークでグループごとに条例の前文案をまとめ、後半の全体討議で発表し、質疑応答と意見交換を行いました。

今回の前文案の作成にあたり、懇話会の会議とは別に、それぞれのグループが平日の夜間に独自に会議を開いたり、各自が持ち帰って考えをまとめたりして議論を進めるなど、積極的な活動が目立ちました。

なお、各グループでまとめた前文案は、総則等を検討するグループに資料として渡して、前文案をまとめることとし、今後は、各グループが担当する項目の検討に入ることになりました。



グループワーク



グループワークでは、3つのグループごとに条例の前文案をまとめました。



住民自治条例制定研究懇話会第7回会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題(条例の前文について)
 - (1)グループワーク
 - (2)全体討議
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



条例制定の意義と前文に盛り込みたいこと<委員の意見>

- ・何故前文を書くのかを考え、何故条例が必要なのかを前文に入れるべき
- ・地理歴史等の特徴、市の現在までの歩みと課題、今後のまちづくりの基本原則と仕組み、条例制定の趣旨を入れる
- ・地方分権社会において、自立したまちづくりを進めるため
- ・「市民が主役のまちづくり」を宣言する
- ・市民と市議会及び行政の責務等を明らかにし、協働して豊かな地域社会を築く
- ・市民と行政との協働を実現するためには、情報の共有が必要なことを明らかにしておく



リーダー・サブリーダー会議を開催しました

懇話会終了後、リーダー・サブリーダーと正副会長、事務局とで今後の懇話会の進め方について協議しました。

また、条例制定作業に関する広報について、市民の皆様にとり易く、興味を持っていただけるようなアイデアを伺いました。委員からは、漫画を挿入するなどの「読ませる・見せる紙面」の作成を心がけるべきではないかとのご意見をいただきました。

会議の中で今後、懇話会が素案を作成した折には、懇話会の委員が中心となって地域での懇談会やシンポジウムを開催していくことを確認いたしました。



次回第8回住民自治条例制定研究懇話会は
平成19年6月23日(土)午後1時30分から
北本市文化センター第1研修室で開催いたします。
会議は公開で行います。傍聴も随時受付けています。

秘書政策室

